

酒田市農業委員会委員選挙

●お問い合わせ／市選挙管理委員会事務局 ☎26-5765

農業委員会は、選挙によって選ばれる委員22人と、市議会や農業協同組合などの推薦により、市長が選任する委員7人の計29人で構成されています。農業委員会が行う仕事は、優良農地の確保と有効活用、農地の利用集積と担い手への支援、地域の世話役活動と農業者の公的代表としての農政活動などで、農業に携わる人の利益を守る代表機関として大切な役割を果たしています。

告示日／11月9日(日)

投票日時／11月16日(日)午前7時～午後8時（飛鳥地区は11月13日(木)午前7時～午後4時）

選挙区と定数／下表の通り

投票できる方／平成26年3月31日に確定した農業委員会委員選挙人名簿に登録されていて、投票日に選挙権を有する方

投票所入場整理券／候補者の届け出が選挙区の定数通りであれば投票は行われません。定数を超える選挙区があれば、告示日後にその選挙区の有権者だけに投票所入場整理券を郵送します。投票所入場整理券をなくしたときは、投票所

で係員に申し出てください

投票の方法／投票所の記載台には、候補者の氏名を掲示しません。次のことに注意して投票してください

- 投票用紙には、候補者の氏名だけをはっきりと書く。それ以外のことを書くとは無効になります。
- 候補者の氏名は、漢字、ひらがな、カタカナのいずれでも構いません。

●選挙区と定数

選挙区	定数	区域
酒田第1選挙区	2人	酒田第2～第5選挙区以外の区域
酒田第2選挙区	2人	新堀、広野地区
酒田第3選挙区	3人	黒森、浜中、十坂、宮野浦地区
酒田第4選挙区	4人	東平田、中平田、北平田地区
酒田第5選挙区	3人	上田、本楯、南遊佐地区
八幡選挙区	3人	八幡地域
松山選挙区	2人	松山地域
平田選挙区	3人	平田地域

●期日前投票

期間／11月10日(月)～15日(土)（飛鳥地区の方は12日(水)まで）の午前8時30分～午後8時

場所／「酒田第1選挙区」酒田第5選挙区「中町庁舎3階31号会議室」「八幡選挙区」観音寺コミュニティセンター第1・第2会議室
「松山選挙区」松山農村環境改善センター研修室「平田選挙区」平田総合支所1階102号室

●入院、入所中の病院や老人ホームでの不在者投票

入院・入所中の病院や老人ホーム（県選挙管理委員会の指定施設のみ）で不在者投票を行うことができます。施設に早めに申し出てください。

市内の指定施設／日本海総合病院、日本海総合病院酒田医療センター、本間病院、山容病院、酒田東病院、八幡病院、芙蓉荘、サン・シテイ、サンハイツ酒田、ライフケア黒森かたばみ荘、ケアハウスふるさと、幸楽荘、さくらホーム、寿康園、シエ・モワ、明日葉、うらら、徳田山、さくらホーム広野、ひだまり、かたばみの家

●出張など滞在先での不在者投票を行う場合

本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けた上で滞在先の市区町村選挙管理委員会へ不在者投票を行うことができます。投票用紙などを郵送するため、早めに手続きを行ってください。なお滞在先の選挙管理委員会では不在者投票できる曜日・時間に注意してください。

定期船「とびしま」の運航時刻の変更

11月13日(木)は飛鳥地区の線上投票日のため、定期船「とびしま」の飛鳥出発時刻が午後4時30分（酒田着午後5時45分）に変更になります。

◆候補者の届け出が選挙区の定数通りで無投票となった場合は、通常通りの運航となります。

◆運航に関する問い合わせは市定期航路事業所へ ☎22-3911。

市営住宅・公共賃貸住宅 入居者募集

●お問い合わせ／市建築課公営住宅係 ☎26-5747

資格／本市在住か本市に勤務先があり、市税などの滞納がなく、現在同居または同居しようとする親族がいて、収入が公営住宅法の基準に適合する方▼入居日／12月19日(金)▼家賃／収入による▼敷金／家賃3か月分▼申し込み／11月5日(水)～13日(木)に申込書を市役所3階建築課公営住宅係または各総合支所建設産業課へ

◆申込書、応募の手引きは市建築課および各総合支所建設産業課にあります。申込書は窓口で記入し、その場で提出できます。

◆市営住宅は、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などに優先措置(2回抽選)があります。

〔公共賃貸住宅〕

収入月額が15万8千円を超え25万9千円以下の方を対象にしたファミリー向けの住宅です。

募集住宅	所在地	募集戸数	量数・階数など
八森団地	市条字上川原	1	8.6.6.LDK 1階①

〔市営住宅〕

募集住宅	所在地	募集戸数	量数・階数など
住吉住宅(単身用)	光ヶ丘一丁目	1	14.5.4.5.3.K
住吉住宅	光ヶ丘一丁目	1	14.5.4.5.3.K
千日住宅	住吉町	1	6.3.DK 1階
新橋五丁目住宅	新橋五丁目	1	6.3.DK 1階
第一川南アパート	若宮町一丁目	1	6.6.3.K 4階①
第二川南アパート	若宮町一丁目	1	6.4.5.K 2階①
第三川南アパート	若宮町一丁目	1	6.6.4.5.K 4階①
第四川南アパート	若宮町一丁目	1	6.6.4.5.K 1階①
若宮第三住宅	若宮町二丁目	1	6.6.6.DK 1階①
富士見町第一アパート	富士見町一丁目	1	6.6.4.5.K 4階①
旭新町第二アパート	旭新町一丁目	1	6.6.4.5.DK 4階①
静ヶ台第一アパート	光ヶ丘一丁目	1	6.6.6.DK 2階①
静ヶ台第二アパート	光ヶ丘一丁目	1	8.7.DK 3階①
小泉団地	小泉字道南	1	6.6.4.5.K 1階①
城西団地	字山田	1	8.7.5.6.LDK 1階①
片町住宅	字片町	1	8.6.DK 1階

※高・介・障：65歳以上の高齢者、要介護認定者、障がい者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A)がいる世帯(単身不可)

☎II台所 DII食事室 LII居間
①II駐車場I台有り

公益のまちづくり賞が決まりました

●お問い合わせ／市まちづくり推進課地域づくり係 ☎26-5725

公益のまちづくり賞は、各分野で広く社会に貢献する活動を行うなど、日ごろの地道な活動をされた個人や団体に対しお贈りするものです。

平成26年度の受賞者が決まり、10月31日に贈呈式が行われました。◆皆さんのまわりに地道な活動をされている方がいましたら、随時、市まちづくり推進課へお知らせください。

氏名および団体名

遠田三夫氏

上野曹根

活動内容

長年にわたり常にゴミステーションを清潔に保つことに心掛け、ゴミ収集日に、近隣のゴミステーションの清掃、周辺の除草、除雪を自ら進んで行ってきました

西田恒雄氏

住吉町

長年にわたりコミュニティ振興会事務局長として、地域住民が集まりやすい雰囲気作りを心掛け、新たな事業を企画運営しました。特に、広報誌を読みやすく工夫するなど、地域に親しまれるコミセンづくりを自ら進んで行ってきました

三十六区官軍墓地を守る有志

市街地

慶応4(1868)年の戊辰戦争後、酒田に駐留した官軍兵士の内、病で亡くなった8人の小さな墓地を、春秋の彼岸には、除草や墓の周囲の清掃、花を供えるなどの供養をし、長年にわたって守り続けてきました

進藤雪を捨てる会

平田地域

市の除雪車が入れない墓の参道、公道と私有地との境、高齢者宅の敷地や出入り口、公設ポスト前、ゴミステーション前など、毎日のように、早朝や夜遅くに除雪を行ってきました